




青動愛 第19号
令和5年4月12日

長谷部 亮 様

青森県動物愛護センター所長


第二種動物取扱業の届出について

令和5年4月7日付けで第二種動物取扱業届出書(譲受飼養、譲渡し)について、内容を確認し受理しました。

つきましては、届出書の写しを送付しますので、大切に保管してください。

なお、業の実施にあたっては、動物の愛護及び管理に関する法律及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令を遵守するとともに、下記事項に留意してください。

記

- 1 届出事項について、次のような変更をしようとするときは、届出を行うこと
 - (1)第二種動物取扱業の種別並びにその種別に応じた事業の内容及び実施の方法
 - (2)主として取り扱う動物の種類及び数
 - (3)飼養施設の構造及び規模
 - (4)飼養施設の管理の方法

- 2 届出事項について、次のような変更があったとき、または届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に届出を行うこと
 - (1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2)飼養施設の所在地

担当:主査 後藤 修治
TEL:017-726-6100
FAX:017-726-6101